11の２　長期優良住宅建築等計画等の認定申請　１件につき次の表に掲げる額

区分				手数料の額
長期優良住宅建築等計画等認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）又は同法第６条の２第３項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		16,100円
		一戸建ての住宅以外の住宅	１棟当たりの申請に係る戸数（以下この項、第11の３項及び第11の６項において「申請戸数」という。）が１戸のもの	16,100円
			１棟当たりの申請戸数が１戸を超え５戸以下のもの	27,500円
			１棟当たりの申請戸数が５戸を超え10戸以下のもの	43,000円
			１棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	69,600円
			１棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	109,500円
			１棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	165,800円
			１棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	280,400円
			１棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	354,300円
			１棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	402,400円
	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		23,200円
		一戸建ての住宅以外の住宅	１棟当たりの申請戸数が１戸のもの	23,200円
			１棟当たりの申請戸数が１戸を超え５戸以下のもの	38,900円
			１棟当たりの申請戸数が５戸を超え10戸以下のもの	62,200円
			１棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	102,900円
			１棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	162,800円
			１棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以	247,100円

			下のもの	
			１棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	418,700円
			１棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	530,300円
			１棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	601,300円
	その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		53,100円
		一戸建ての住宅以外の住宅	１棟当たりの申請戸数が１戸のもの	53,100円
			１棟当たりの申請戸数が１戸を超え５戸以下のもの	119,200円
			１棟当たりの申請戸数が５戸を超え10戸以下のもの	189,200円
			１棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	371,300円
			１棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	663,400円
			１棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,137,500円
			１棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	2,102,500円
			１棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	3,003,200円
			１棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	3,678,800円
	その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		77,800円
		一戸建ての住宅以外の住宅	１棟当たりの申請戸数が１戸のもの	77,800円
			１棟当たりの申請戸数が１戸を超え５戸以下のもの	177,600円
			１棟当たりの申請戸数が５戸を超え10戸以下のもの	282,600円
			１棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	556,200円
			１棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下	993,300円

			のもの	
			１棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,706,100円
			１棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	3,153,300円
			１棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	4,504,400円
			１棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	5,516,800円
長期優良住宅建築等計画等変更認定申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第６条第１項各号に掲げる基準に関する審査を要するものに限る。）	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		12,800円
		一戸建ての住宅以外の住宅	１棟当たりの申請戸数が１戸のもの	12,800円
			１棟当たりの申請戸数が１戸を超え５戸以下のもの	21,200円
			１棟当たりの申請戸数が５戸を超え10戸以下のもの	34,900円
			１棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	52,600円
			１棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	87,000円
			１棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	138,400円
			１棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	230,800円
			１棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	288,500円
			１棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	319,600円
	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		17,800円
		一戸建ての住宅以外の住宅	１棟当たりの申請戸数が１戸のもの	17,800円
			１棟当たりの申請戸数が１戸を超え５戸以下のもの	30,400円
			１棟当たりの申請戸数が５戸を超え10戸以下のもの	49,600円
			１棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下	77,700円

			のもの	
			１棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	130,300円
			１棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	205,700円
			１棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	345,400円
			１棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	431,200円
			１棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	477,800円
	その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		31,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	１棟当たりの申請戸数が１戸のもの	31,000円
			１棟当たりの申請戸数が１戸を超え５戸以下のもの	67,400円
			１棟当たりの申請戸数が５戸を超え10戸以下のもの	107,300円
			１棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	203,500円
			１棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	364,700円
			１棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	624,200円
			１棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,141,900円
			１棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,613,000円
			１棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	1,957,600円
	その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		46,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	１棟当たりの申請戸数が１戸のもの	46,000円
			１棟当たりの申請戸数が１戸を超え５戸以下のもの	100,700円
			１棟当たりの申請戸数が５戸を超え10戸以下	160,600円

			のもの	
			１棟当たりの申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	304,800円
			１棟当たりの申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	545,900円
			１棟当たりの申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	934,800円
			１棟当たりの申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,712,000円
			１棟当たりの申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	2,419,000円
			１棟当たりの申請戸数が300戸を超えるもの	2,935,200円

備考

１　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、長期優良住宅建築等計画が建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額を併せて納付するものとする。

11の２の２　長期優良住宅の認定を受けた住宅の容積率の特例の許可申請　１件につき　164,600円